

第166回定時株主総会 招集ご通知

第166回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	32

- ・ご来場者様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
- ・ご来場いただけない場合は、インターネット等または議決権行使書のご返送による議決権行使をぜひご活用ください。

○開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

○開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801会議室

○決議事項

- 第1号議案…剰余金処分の件
- 第2号議案…取締役4名選任の件
- 第3号議案…監査役1名選任の件
- 第4号議案…当社株券等の大量買付行為への
対応方針（買収への対応方針）
更新の件

(証券コード 5302)

2025年3月6日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀一丁目10番7号

日本カーボン株式会社

代表取締役社長 宮 下 尚 史

第166回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第166回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.carbon.co.jp/topics/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第166回定時株主総会招集ご通知」および「第166回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本カーボン」又は「コード」に当社証券コード「5302」を入力・検索し、「基本情報」，「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2025年3月27日（木曜日）午後5時30分必着にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 第166期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）更新の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができず、この場合は、代理権を証明する書面（委任状など）をご提出ください。
- (3) 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第17条第2項の規定に基づき当社ウェブサイト（<https://www.carbon.co.jp/topics/>）および東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しており、ご送付している書面には記載していません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。
- (4) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.carbon.co.jp/topics/>）および東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）においてその旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示の上、ご返送く
ださい。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

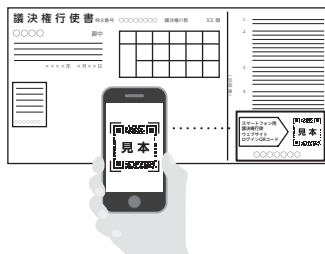
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

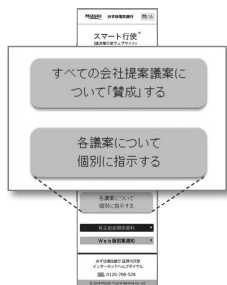
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみです。

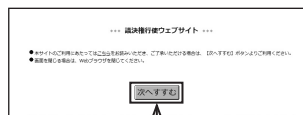
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインいただき、再度、議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

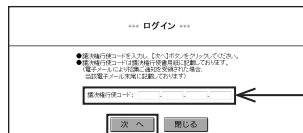
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

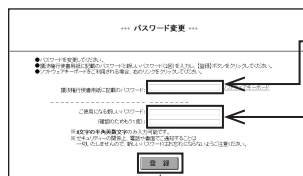
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(自2024年1月1日)
(至2024年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレの鈍化を背景に各国で政策金利の引き下げが進んだものの、低成長にとどまりました。製造業においては、先端半導体を含むIT関連製品の需要は堅調だった一方で、先進諸国でのコスト上昇や需要の伸び悩みの影響を受け、全体として低調に推移しました。

このような事業環境の中、当社グループは、中期経営方針「BREAKTHROUGH 2024」の最終年度にあたり「事業構造改革」および「企業体質の改善」を重点課題として取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比0.2%増の379億5千6百万円（単体は前期比0.9%減の233億8千4百万円）となりました。損益面につきましては、経常利益は、前連結会計年度比5.9%減の66億9千2百万円（単体は前期比12.9%減の41億1百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比0.7%増の40億7千8百万円（単体は前期比5.2%減の30億8千3百万円の当期純利益）となりました。

当社グループのセグメント別の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	売上高	増減率(%)	生産高	増減率(%)
炭素製品関連	34,371	△0.7	31,817	△9.5
炭化けい素製品関連	2,700	16.0	2,928	22.2
その他の	885	△3.8	885	△3.8
合計	37,956	0.2	35,631	△7.4

[炭素製品関連]

ファインカーボン関連製品につきましては、半導体関連市場向けの需要を背景に、概ね堅調に推移しました。他方、電極材関連製品につきましては、エネルギー価格が高止まりする中、製造コストの削減と売価是正に取り組みましたが、人造黒鉛電極の売価と販売量は市況低迷によって低調に推移し、全体の利益を押し下げる結果となりました。

この結果、売上高は343億7千1百万円（前連結会計年度比0.7%減）、営業利益は52億3百万円（前連結会計年度比10.3%減）となり、減収減益になりました。

[炭化けい素製品関連]

炭化けい素連続繊維製品につきましては、航空産業向け需要の復調により、売価と販売量が好調に推移したことから、収益性は改善しました。

この結果、売上高は27億円（前連結会計年度比16.0%増）、営業利益は8億5千5百万円（前連結会計年度比68.2%増）となり、増収増益になりました。

[その他]

その他の事業につきましては、産業用機械において資材価格やエネルギー価格が高止まりする中、製造コストの削減と売価是正に努めましたが、収益性は悪化しました。

この結果、売上高は8億8千5百万円（前連結会計年度比3.8%減）、営業利益は2億4千3百万円（前連結会計年度比1.9%減）となり、減収減益になりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、62億6千1百万円（有形固定資産62億8百万円、無形固定資産5千2百万円）であり、その主なものは受注増への対応と生産性向上を目的とした設備拡充や生産能力維持のための設備更新によるものであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社滋賀工場	（炭素製品関連事業）	炭素繊維製造設備	増強・更新工事
当社白河工場	（炭素製品関連事業）	炭素繊維製造設備	増強工事
当社富山工場	（炭素製品関連事業）	電極材製造設備	更新工事
日本テクノカーボン株式会社	（炭素製品関連事業）	特殊炭素製造設備	更新工事

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

当社滋賀工場	（炭素製品関連事業）	炭素繊維製造設備	増強工事
当社テクニカルセンター	（炭素製品関連事業）	試験用設備	新設工事

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響をおよぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債または新株式の発行などによる資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 前中期経営方針「BREAKTHROUGH 2024」の振り返り（2022～2024年）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が制限される中、いかなる経済状況下においても収益を確保できる事業基盤の確立を目指し、中期経営方針「BREAKTHROUGH 2024」を策定し、収益性および企業価値の向上に取り組んでまいりました。

ファインカーボン関連製品は、事業拡大を目指し、積極的な設備投資を行うと共に、成長産業を中心に国内外での拡販活動を展開してまいりました。電極材関連製品は、エネルギー価格や資材価格の高騰に加え、特に人造黒鉛電極では需要低迷により市況価格が下落するという厳しい外部環境でありましたが、コスト削減を推進し、グローバル競争力強化に努めました。炭化けい素関連製品は、航空産業向けの需要復調を確実に取り込み、収益を確保する体制を整えました。更に、新規事業の創出を目指し、パワー半導体関連産業向けに新たな製品を開発し、市場への展開を進めております。

この結果、当社グループは、安定した収益を確保できる事業構造への変革を完遂いたしました。

当社グループの業績推移

	BREAKTHROUGH2024				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
売上高	268億円	316億円	358億円	379億円	380億円
営業利益	30億円	37億円	48億円	66億円	63億円
営業利益率	11%	12%	13%	17%	17%
経常利益	36億円	44億円	50億円	71億円	67億円
経常利益率	13%	14%	14%	19%	18%
R O E	4.1%	6.1%	7.1%	8.5%	8.0%

② 中期経営方針「GO BEYOND 2030」の概要（2025～2030年）

昨今、AIやIoTといった新技術の急速な進化や地政学リスクの高まりなどから、企業には変化する時代を生き抜く力が求められています。当社グループは、前中期経営方針の結果を踏まえ、新たな中期経営方針「GO BEYOND 2030 ～収益性向上とサステナビリティ経営の両立～」を策定いたしました。

本中期経営方針では、様々な問題が顕在化するとされている2030年を最終年度と定め、当社の経営理念である「愛と科学の社会を目指す、夢と技術のある会社」のもと、企業の持続的成長とサステナブルな社会の実現を目指すことを重要課題としております。事業につきましては、為替リスクや各国の政策による世界経済の変動などが懸念されるものの、年率10%前後の売上拡大を目指し、収益力の強化に努めてまいります。また、GHG排出量の削減など、カーボンニュートラルの実現へ貢献し、サステナブルな社会の実現を目指してまいります。全てのステークホルダーにご満足いただけるよう、グループ一丸となって収益性の向上および企業価値の向上に取り組んでまいります。

《中期経営方針「GO BEYOND 2030 ～収益性向上とサステナビリティ経営の両立～」》

ア. 収益性の向上

製品	想定される外部環境	基本方針および具体的施策
ファインカーボン 関 連 製 品	・ AIや5G技術の進化や普及、データセンタ需要の拡大 ・ xEV市場の中長期的伸長	・ 国内および海外でのシェア拡大 ・ 積極的な経営資源の投入と製造コスト削減の実施
電 極 材 関 連 製 品	・ 高炉から電炉への切り替え ・ xEV市場の中長期的伸長	・ 需要に応じた最適生産体制の確立 ・ 徹底的なコスト削減の実施 ・ 電極の販路見直し
炭 化 け い 素 関 連 製 品	・ 航空産業の市場拡大 ・ セラミックス基複合材料の研究促進	・ 需要増加に対応するための人材確保および安全操業の実現
新 規 事 業	・ DX/GXに関連した産業が拡大	・ パワー半導体関連製品の事業化 ・ カーボンニュートラルに係る事業の創出

イ. サステナビリティ経営の推進

項目	想定される外部環境	基本方針および具体的施策
カーボンニュートラルへの貢献	・ 気候変動問題に対する意識の高まり	・ GHG排出量削減の実現 ・ 当社製品を通じてのカーボンニュートラル社会の実現
人 材 確 保 お よ び 育 成	・ 日本社会の高齢化に伴い、労働人口は減少	・ 社員のエンゲージメント向上に向けた取り組みの推進 ・ 多様な人材が活躍できる企業風土の醸成

ウ．株主還元の強化

当社は、株主の皆様への最適な利益還元を経営上の最重要責務の一つと考えております。今後も、事業活動により得られた利益につきましては、安定的な配当の原資としての活用を目指すとともに、事業の拡大や経営基盤の強化につながる生産体制の拡充、新規事業の創出を目指した研究開発などに投資し、収益性の向上を図ってまいります。更に、業績、財務状況および経営環境を勘案し、自己株式の取得など、機動的な株主還元を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2021年度 第163期	2022年度 第164期	2023年度 第165期	2024年度 第166期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	31,578	35,799	37,867	37,956
経 常 利 益 (百万円)	4,434	5,042	7,115	6,692
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,729	3,194	4,050	4,078
1株当たり当期純利益 (円)	247.00	289.24	366.75	369.03
純 資 産 (百万円)	52,257	53,210	57,681	60,819
総 資 産 (百万円)	72,692	74,181	78,466	82,348

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第164期の期首から適用しており、第164期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2021年度 第163期	2022年度 第164期	2023年度 第165期	2024年度 第166期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	19,770	21,979	23,592	23,384
経 常 利 益 (百万円)	3,094	3,342	4,708	4,101
当 期 純 利 益 (百万円)	2,103	2,514	3,253	3,083
1株当たり当期純利益 (円)	190.33	227.70	294.62	278.97
純 資 産 (百万円)	40,121	39,955	42,924	44,349
総 資 産 (百万円)	50,879	52,820	55,829	57,819

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第164期の期首から適用しており、第164期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

(2024年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
		%	
日 本 カ ー ボ ン エンジニアリング株式会社	48百万円	100.0	炭素製品の販売および製造 産業機械の販売および製造
株 式 会 社 日 花 園	16百万円	100.0	その他
中 央 炭 素 股 份 有 限 公 司	23百万新台幣ドル	60.0	炭素製品の販売および製造
日 本 テ ク ノ カ ー ボ ン 株 式 会 社	493百万円	50.0	炭素製品の販売および製造
株 式 会 社 N T C M	60百万円	50.0 (50.0)	炭素製品の製造
N G S ア ド バ ン ス ト フ ァ イ バ ー 株 式 会 社	1,150百万円	50.0	炭化けい素製品の販売および製造
Nippon Carbon Europe GmbH	25,000ユーロ	100.0	炭素製品の販売
NIPPON CARBON OF AMERICA, LLC	750,000ドル	100.0	炭素製品の販売
Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd.	3,000,000人民元	100.0	炭素製品の販売

(注) 当社の出資比率の()内は、間接所有出資比率で内数であります。

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）
当社グループの事業および主要製品は、次のとおりであります。

事業区分	部門	主 要 製 品
炭 素 製 品 業 関 連 事 業	電 極 材	電気製鋼炉用人造黒鉛電極、黒鉛粉、リチウムイオン電池負極材、ニカビーズ（導電性フィラー、微量分析用材料）
	フ ァ イ ン カ ー ボ ン	カーボン（汎用炭素繊維および黒鉛繊維）、CCM（炭素繊維強化炭素複合材料）、SCカーボン（高機能複合摺動材料）、カーベスト（含樹脂黒鉛繊維製パッキング）、ニカフィルム（可撓性黒鉛シール材）、半導体用高純度および超高純度等方性黒鉛、電刷子、放電加工用電極、カーボン治具、ベスコート（SiCコート黒鉛製品）、機械用カーボン、原子炉用高純度黒鉛、電解用電極、高温炉内カーボン部品、その他の特殊炭素製品、レスボン（化学構造用不浸透黒鉛製品）
炭化けい素 製 品 事 業		ニカロン（炭化けい素連続繊維）、 ハイニカロン、ハイニカロン・タイプS（超耐熱性炭化けい素連続繊維）
そ の 他 の 事 業		産業機械の製造および修理、不動産賃貸、駐車場経営

(8) 主要な営業所および工場等（2024年12月31日現在）

- ① 当社の事業所
本社（東京都中央区）、大阪支店（大阪市北区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、韓国連絡事務所（大韓民国ソウル市）
富山工場（富山県富山市）、滋賀工場（滋賀県近江八幡市）、白河工場（福島県白河市）、テクニカルセンター（滋賀県近江八幡市）
- ② 子会社の事業所
（国内）日本カーボンエンジニアリング株式会社（富山県富山市）、日本テクノカーボン株式会社（宮城県黒川郡）、株式会社NTCM（宮城県黒川郡）、NGSアドバンストファイバー株式会社（富山県富山市）、株式会社日花園（滋賀県近江八幡市）

（海外）中央炭素股份有限公司（中華民国台北市）、Nippon Carbon Europe GmbH（Bonn, Germany）、NIPPON CARBON OF AMERICA, LLC（Humble, TX, USA）、Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd.（Shanghai, China）

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

事業セグメント	従業員数（人）	前期末比増減数（人）
炭素製品関連事業	558 (44)	14 (△6)
炭化けい素製品事業	60 (2)	1 (－)
その他の事業	43 (4)	△4 (－)
合計	661 (50)	11 (△6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数は当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含めて記載しております。

(10) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	2,620
株式会社三井住友銀行	1,940
三井住友信託銀行株式会社	1,400
株式会社滋賀銀行	570

2. 株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,102,968株（自己株式729,536株を除く）
- (3) 株主数 19,494名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,364,800	12.29
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	551,748	4.97
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	483,300	4.35
S E C カ ー ボ ン 株 式 会 社	444,200	4.00
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	438,327	3.95
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	426,079	3.84
日 本 カ ー ボ ン 共 栄 持 株 会	155,200	1.40
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	136,000	1.22
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-MERITZ	110,400	0.99
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	99,585	0.90

（注）持株比率は自己株式（729,536株）を控除して計算しております。

なお、2024年12月31日現在の株主名簿上の当社名義株式数は729,636株であり、この内、当社が実質保有する株式数は729,536株であります。これに、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式数46,800株を加えた自己株式の実質保有残高は776,336株であります。

(5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、2017年3月29日開催の第158回定時株主総会決議に基づき、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

当期においては、当期中に退任した取締役1名（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として12,800株を給付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2024年12月31日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	宮 下 尚 史	専務執行役員電極材事業ユニット長
取 締 役	浦 野 章	
取 締 役	加 藤 丈 夫	
取 締 役	片 山 有 里 子	
常 勤 監 査 役	木 下 三 平	
監 査 役	佐 々 木 光 雄	
監 査 役	田 中 義 和	

- (注) 1. 取締役加藤丈夫氏および片山有里子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐々木光雄氏および田中義和氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役佐々木光雄氏は、公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田中義和氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識並びに製造部門の経理実務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役加藤丈夫氏および取締役片山有里子氏並びに監査役佐々木光雄氏および監査役田中義和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求に起因する損害および損害賠償請求によって生じた争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。
- 当該保険契約の被保険者は当社の取締役および監査役であります。
- 当該保険契約の保険料の約9％は被保険者が負担しております。
7. 当社と各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動等 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	168 (16)	101 (9)	48 (4)	18 (2)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (9)	23 (8)	1 (0)	— (—)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	193 (25)	124 (18)	49 (5)	18 (2)	9 (4)

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会において定めており、役員報酬は、役職に応じた基本報酬と業績連動報酬等および非金銭報酬等から構成されております。

③ 基本報酬に関する事項

基本報酬は、役位に応じた額を定めており、その割合は、会長90、社長100、副社長75、取締役38、社外取締役8、監査役25であります。

④ 業績連動報酬等に係る事項

業績連動報酬にかかる業績指標は、次のとおりであります。

- ・当期連結経常利益 (6,692百万円)
- ・連結売上高前期比伸長率と連結営業利益前期比伸長率の平均値 (△1.80%)
- ・株主価値 (株価) 前期比伸長率 (11.76%)

当該指標を選択した理由は、株主の皆様との価値共有、企業価値向上および株価上昇に対するインセンティブ付与の観点からであります。

当社の業績連動報酬は、役位別に定める賞与基本額と上記業績指標別数値に夫々定める支給率 (0%～400%) を乗じたもので算定されております。

なお、監査役は基本報酬月額50%程度の固定賞与としております。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は業績連動型株式報酬制度に従って給付される当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭であり、役位に応じた給付株数と中長期 (3年) の株価の変動率による支給係数で算定されております。

当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る事項
取締役会は、取締役の賞与の額を、取締役報酬算定規定に従い算定し、諮問委員会の諮問を経た上で決定しております。
- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等については、前述の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」を踏まえ、取締役報酬算定規定に従い算定されており、諮問委員会の答申を受けて取締役会で決議しているため、内容が本方針に沿うものであると判断しています。
- ⑧ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の金銭報酬の額は、2007年3月29日開催の第148回定時株主総会において、年額300百万円を限度とすることが定められております。
当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。
監査役の金銭報酬の額は、2007年3月29日開催の第148回定時株主総会において、年額50百万円を限度とすることが定められております。
当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
取締役の非金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第158回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、当社が定める役員株式給規定に従い当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付することが定められています。
当該株主総会終結時の取締役の員数は8名です。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 加藤 丈夫

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係
他の法人等の社外役員の兼任はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。

主に企業経営の見地から積極的に意見を述べており、適宜、必要な監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 取締役 片山 有里子

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係
他の法人等の社外役員の兼任はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。

主に弁護士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

③ 監査役 佐々木 光雄

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係
他の法人等の社外役員の兼任はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会24回の全てに出席いたしました。

公認会計士・税理士として専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

④ 監査役 田中 義和

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係
他の法人等の社外役員の兼任はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会24回の全てに出席いたしました。

経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	57 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意判断をしています。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表
(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	46,319	流動負債	18,538
現金及び預金	12,299	支払手形及び買掛金	3,435
受取手形、売掛金及び契約資産	11,277	電子記録債務	653
電子記録債権	1,927	短期借入金	9,016
商品及び製品	11,301	未払費用	504
仕掛品	4,543	未払法人税等	1,165
原材料及び貯蔵品	3,991	前受金	270
未収還付法人税等	27	賞与引当金	237
その他の流動資産	964	役員賞与引当金	64
貸倒引当金	△12	その他の流動負債	3,191
固定資産	36,029	固定負債	2,990
有形固定資産	22,863	長期借入金	196
建物及び構築物	7,509	繰延税金負債	1,570
機械装置及び炉	8,811	退職給付に係る負債	698
車両及び工具器具備品	784	役員退職慰労引当金	36
土地	3,575	役員株式給付引当金	60
建設仮勘定	2,183	環境対策引当金	0
無形固定資産	182	資産除去債務	62
投資その他の資産	12,982	その他の固定負債	365
投資有価証券	10,431	負債合計	21,529
繰延税金資産	599	純資産の部	
その他の投資	1,953	株主資本	47,745
貸倒引当金	△2	資本金	7,402
資産合計	82,348	資本剰余金	7,858
		利益剰余金	34,454
		自己株式	△1,969
		その他の包括利益累計額	4,268
		その他有価証券評価差額金	3,921
		為替換算調整勘定	336
		退職給付に係る調整累計額	11
		非支配株主持分	8,804
		純資産合計	60,819
		負債及び純資産合計	82,348

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自2024年1月1日)
(至2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,956
売上原価		26,471
売上総利益		11,485
販売費及び一般管理費		5,165
営業利益		6,319
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	256	
為替差益	149	
持分法による投資利益	166	
その他の営業外収益	182	766
営業外費用		
支払利息	62	
固定資産除却損	117	
休止固定資産減価償却費	146	
その他の営業外費用	66	393
経常利益		6,692
特別利益		
有形固定資産売却益	196	
投資有価証券売却益	6	203
税金等調整前当期純利益		6,895
法人税、住民税及び事業税	2,104	
法人税等調整額	△10	2,093
当期純利益		4,801
非支配株主に帰属する当期純利益		723
親会社株主に帰属する当期純利益		4,078

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,765	流 動 負 債	10,848
現金及び預金	7,193	電子記録債務	343
受取手形	92	買掛金	3,503
電子記録債権	802	短期借入金	3,516
売掛金	8,411	未払金	1,656
商品及び製品	7,807	未払費用	172
仕掛品	683	未払法人税等	621
原材料及び貯蔵品	1,394	前受金	219
前払費用	117	賞与引当金	110
短期貸付金	500	役員賞与引当金	49
その他の流動資産	760	設備関係電子記録債務	565
固 定 資 産	30,054	その他の流動負債	89
有形固定資産	14,180	固 定 負 債	2,621
建物及び構築物	3,219	長期借入金	196
機械装置及び炉	6,082	繰延税金負債	1,680
車両及び工具器具備品	337	退職給付引当金	297
土地	3,166	役員株式給付引当金	60
建設仮勘定	1,375	環境対策引当金	0
無形固定資産	86	長期預り保証金	261
ソフトウェア	79	資産除去債務	60
その他の無形固定資産	7	その他の固定負債	65
投資その他の資産	15,786	負 債 合 計	13,470
投資有価証券	9,254	純 資 産 の 部	
関係会社株式	3,116	株 主 資 本	40,427
長期貸付金	1,500	資本本金	7,402
長期前払費用	5	資本剰余金	7,858
その他の投資	1,913	資本準備金	1,851
貸倒引当金	△2	その他資本剰余金	6,007
資 産 合 計	57,819	利 益 剰 余 金	27,136
		その他利益剰余金	27,136
		繰越利益剰余金	27,136
		自 己 株 式	△1,969
		評価・換算差額等	3,921
		その他有価証券評価差額金	3,921
		純 資 産 合 計	44,349
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	57,819

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自2024年 1 月 1 日)
(至2024年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			23,384
売 上 原 価			16,684
売 上 総 利 益			6,699
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,413
営 業 利 益			3,285
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	42		
受 取 配 当 金	624		
為 替 差 益	125		
そ の 他 の 営 業 外 収 益	132		925
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	24		
固 定 資 産 除 却 損	13		
外 国 源 泉 税	25		
支 払 手 数 料	24		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	21		109
経 常 利 益			4,101
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	196		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6		203
税 引 前 当 期 純 利 益			4,304
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,137		
法 人 税 等 調 整 額	83		1,221
当 期 純 利 益			3,083

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

日本カーボン株式会社
取締役会 御 中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 川 崎 浩

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 道 浦 功 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本カーボン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

日本カーボン株式会社
取締役会 御 中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	川 崎 浩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	道 浦 功 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本カーボン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第166期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第166期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

日本カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 木 下 三 平 ㊞

監 査 役（社外監査役） 佐々木 光 雄 ㊞

監 査 役（社外監査役） 田 中 義 和 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重視しておりますが、今第166期の期末配当につきましては、内部留保に配慮しつつ、長期的かつ安定的な配当を実施するという基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金100円
配当総額1,110,296,800円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月31日

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	みや した たか ふみ 宮 下 尚 史 (1964年2月8日生)	1992年6月 当社入社 2011年1月 当社執行役員営業本部F C販売第1部長兼大阪支店長 2011年11月 当社執行役員営業本部F C販売第1部長兼F C販売第2部長兼大阪支店長 2012年1月 当社執行役員営業本部副本部長兼F C販売第1部長兼F C販売第2部長 2012年3月 当社取締役営業本部副本部長兼F C販売第1部長兼F C販売第2部長 2013年1月 当社取締役営業本部長兼F C販売第1部長兼F C販売第2部長 2013年9月 当社取締役営業本部長兼F C販売第1部長 2015年1月 当社常務取締役営業本部長兼F C販売部長 2016年1月 当社専務取締役営業・企画本部長 2017年1月 当社代表取締役社長（現任） （現在に至る）	2,800株
（取締役候補者とした理由） 宮下尚史氏は、当社入社以来、営業部門を幅広く経験し、事業拡大の中心的役割を担ってきました。また、企画部門のトップとしても海外事業進出や経営計画策定などを主導しました。これらの経験や実績を当社経営に活かすことができると判断し取締役候補者いたしました。			
2	うら の あきら 浦 野 章 (1965年2月23日生)	1990年4月 当社入社 2013年1月 当社執行役員生産技術本部滋賀工場副工場長兼製造部長 2014年3月 当社執行役員生産技術本部研究所長 2015年1月 当社執行役員生産技術本部研究所長兼開発部長 2020年3月 当社執行役員事業改革推進ユニット長兼研究所長 2022年3月 当社常務執行役員事業改革推進ユニット長 2023年3月 当社常務執行役員電極材事業ユニット長 2023年5月 当社専務執行役員電極材事業ユニット長 2024年3月 当社取締役兼専務執行役員電極材事業ユニット長（現任） （現在に至る）	500株
（取締役候補者とした理由） 浦野章氏は、当社入社以来、製造・研究開発・事業改革・営業と多岐にわたる部門を経験し、新製品開発や事業改革の陣頭指揮をとってきました。これらの経験、実績ならびに見識を当社経営に活かすことができると判断し取締役候補者いたしました。			

候補者の 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	社 外 独立役員 かた やま ゆ り こ 片 山 有 里 子 (1974年12月14日生)	2000 年 10 月 弁護士登録 2005 年 4 月 ニューヨーク州弁護士登録 2009 年 9 月 高橋・片山法律事務所開設 2010 年 4 月 日本弁護士連合会国際室嘱託 2020 年 9 月 日本弁護士連合会国際室長 2022 年 3 月 当社社外取締役（現任） （現在に至る）	0株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 片山有里子氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識、経験等を客観的な立場から当社経営に活かし、企業価値向上とコーポレートガバナンスの一層の充実を図っていただくため、社外取締役候補者といたしました。			
4	社 外 独立役員 た な か よ し か ず 田 中 義 和 (1947年12月1日生)	1971 年 4 月 当社入社 2006 年 3 月 当社取締役 2009 年 3 月 当社取締役退任 2022 年 3 月 当社社外監査役（現任） （現在に至る）	0株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 田中義和氏は、当社および当社関係会社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業価値向上とコーポレートガバナンスの一層の充実を図っていただくため、社外取締役候補者といたしました。			

- （注）
- 候補者田中義和氏は新任の取締役候補者であります。
 - 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 片山有里子氏および田中義和氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が社外取締役に選任された場合は、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 田中義和氏は、当社およびその子会社の取締役の職にあった者にあたりますが、その退任から相当の期間が経過しており、また退任後において関係は継続していないため、会社法第2条第15号に規定される全ての要件を満たしており、東京証券取引所の定める独立性基準には抵触しておらず、開示加重要件に該当しないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断いたしております。
 - 片山有里子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、3年となります。また、田中義和氏は、現在当社の社外監査役であります、監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - 片山有里子氏は、会社法第427条第1項により、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合は当該契約を締結する予定であります。
 - 田中義和氏は、会社法第427条第1項により、当社との間で社外監査役として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合は、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
 - 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求に起因する損害および損害賠償請求によって生じた争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

＜ご参考＞選任後の経営体制

氏名	属性	取締役が有する能力						
		企業 経営	経営 企画	グローバル	法務・ ガバナンス	営業・ 販売	製造・ 技術	研究 開発
宮 下 尚 史	社内	●	●	●		●		
浦 野 章	社内	●	●	●		●	●	●
片 山 有里子	社外 独立			●	●			
田 中 義 和	社外 独立	●	●					

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田中義和氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は、辞任される監査役の補欠として選任をお願いすることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより辞任される監査役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
社 外 独立役員 すず き あきら 鈴 木 昭 (1951年4月20日生)	1974 年 4 月 日本農業株式会社入社 1998 年 8 月 同社化学品事業部大阪事業所長 2007 年 8 月 同社化学品事業部大阪事業所長退任 2014 年 5 月 公益社団法人日本木材保存協会常任理事兼事務局長 2023 年 5 月 公益社団法人日本木材保存協会常任理事兼事務局長退任 (現在に至る)	0株
(社外監査役候補者とした理由) 鈴木昭氏は、日本農業株式会社の事業部経営に携わり、管理者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制の強化に適しているとの判断から社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者鈴木昭氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
3. 鈴木昭氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 鈴木昭氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項により、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求に起因する損害および損害賠償請求によって生じた争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。鈴木昭氏が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）更新の件

当社は、2024年3月28日開催の第165回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を更新しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、2025年2月10日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）を更新することを決定いたしました。

上記を決定した取締役会において、当社監査役会として当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の具体的運用が適正に行われることを条件に、当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の更新に異議はない旨の意見表明がなされました。

本議案は、当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）を更新することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の内容は別紙に記載のとおりであります。

2023年8月31日に経済産業省から公表されました「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の用語法、上場規則の改正及び実務の動向等を勘案し、本定時株主総会より、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）は当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）といたしますが、枠組みに変更はありません。

以 上

(別紙)

当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）

1. 当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に向けた取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、1915年（大正4年）の創業以来①わが国カーボン工業のパイオニアまたリーディングカンパニーとして、蓄積してきた経験とノウハウに基づいたカーボン製品に関する総合的な技術力、②カーボンのすぐれた特性を活かし、お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる、人造黒鉛電極、特殊炭素製品、炭素繊維複合材料、レスボン製品、リチウムイオン電池負極材、炭化けい素連続繊維製品など、高品質・高性能で豊富な製品群、③取引先との強固かつ長期的な信頼関係、④独自技術を持つ人材の能力発揮に基づく最先端かつ独創的な製品開発力、および⑤健全な財務体質にあります。

(2) コーポレートガバナンスの取組みの強化

当社の取締役会は、意思決定および取締役の業務執行の監督を行っており、業務執行を迅速かつ効率的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規定等の運用を行うことにより、その実効性向上を図っております。また、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。

現在、取締役4名のうち2名を社外取締役で構成し、さらに監査役会、会計監査人による監査体制をとることで、経営監督機能の強化・充実を図っております。

また、監査役3名のうち、2名は独立性を有する社外監査役とし、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

更に、当社取締役の任期を1年とすることにより、業務執行の監視体制の強化を図っております。今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進めてまいります。

当社は、以上に関連する諸施策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

2. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社は、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為（下記4（3）イ.に定義します。以下同じとします。）を強行するといった動きも増加しています。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが買収対象である会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような株券等の大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該会社の株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

3. 本プラン更新の必要性

こうした中で、当社の企業価値を向上させ、会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するためには、①高い技術力・開発力と人格を兼ね備えた社員の育成、②創業以来のノウハウや実績などを結集した、質の高いサービスの提供の継続、③長年にわたり培ってきた顧客および高い加工能力を有するグループ会社などとの信頼関係・連携の維持、④顧客・現場重視の企業文化および健全な財務体質の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の大量買付行為を行う者により確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損される可能性があります。

特に、当社の主要事業であるカーボン製品は、常に新たな分野への用途開発や新素材開発が大切であり、経営方針が業績に反映されるには中長期間を要するため、経営方針についても中長期的な視点が必要不可欠であり、短期的成果配分を目指す経営方針では、企業基盤の存立を危うくし、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることになりかねません。

さらに、大量買付行為が行われる際には、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項など、様々な事項を株主の皆様が適切に把握し、当該買収が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当該買収者に対する協議・交渉等を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値の向上および株主共同の利益を実現するための合理的な枠組みとして、下記4.「本プランの内容」以下にその詳細を記載する本プランの更新が必要であると判断しました。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。当社の直近の大株主の状況等は別紙1「大株主の状況等」のとおりであり、個人や金融機関を中心に株主は広く分散しております。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記（3）イ.に定義します。以下同じ。）が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項、③大量買付者およびその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付することが予定されております。本新株予約権の詳細については、下記（4）「対抗措置の概要」をご参照ください。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従って対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行うことがあります。

当社は、本プランにつき株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<https://www.carbon.co.jp/>）に本プランを掲載いたします。

(2) 本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

本プランは、当社現行定款第15条に基づくものでありますが、本プランの更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

(3) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

イ. 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のいずれかに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者

を以下「大量買付者」といいます。) がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等^{*1}について、保有者^{*2}の株券等保有割合^{*3}が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等^{*4}について、買付け^{*5}を行う者の株券等所有割合^{*6}およびその特別関係者^{*7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付け
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の保有者が、当社の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者^{*8}に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^{*9}を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限り。）であると合理的に判断される行為^{*10}

*1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。②において同じとします。

*5 買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において別段の定めがない限り同じとします。

- *9 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、その他当該特定の保有者と当該他の保有者との間に意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。組合その他のファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。
- *10 本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

ロ. 本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（ただし、大量買付行為の内容および態様等に応じて合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記二.に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上で、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金（円貨）買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- viii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針（改変の計画の有無および改変の計画が存する場合はその内容）
- ix. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- xi. 反社会的勢力またはテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実

について、直ちに株主の皆様等に情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。

ハ. 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から①対価を現金（円貨）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日以内、②その他の大量買付行為の場合には最大90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記二. に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様 に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過、または下記へ.iii.に定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会（下記ホ.に定義します。）を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるようとします。ただし、下記ト.に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

二. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上の委員より構成され、委員は、当社取締役会が当社の社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

本プラン更新時の独立委員会の委員には、別紙2「独立委員会委員の氏名および略歴」記載の各氏を予定しております。独立委員会規則の概要は、別紙3「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示を行います。

ホ. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記へ.iii.に定めるとおり、下記へ.iii.の場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主の総会（以下「株主意思確認総会」という。）を開催することもできるものとします。

へ. 対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い、または行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

- ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当し、かつ発動が必要かつ相当と判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合

- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的 high 配当をさせるか、一時的 high 配当による株価急上昇の機会を狙って high 値で売り抜けることにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
 - (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
 - (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
 - (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
 - (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
 - (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか、またはそのおそれがある場合
- iii. 株主意思確認総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主意思確認総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、出席株主（議決権行使書等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様（ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買集めによる場合等においては、大量買付行為の態様等（買付手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕等）を踏まえて、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者およびその共同保有者、特別関係者等を除くことがあります。以下同じ。）の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、直ちに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様等に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動に
関して、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合に
は、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会
の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

ト. 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記へ. i. または ii. のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限
尊重した上で、また、上記へ. iii. の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆
様の意思を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認
総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定
を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定
の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係
る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に情報開示を行いま
す。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記へ. iii. に定めるとおり当社取
締役会が株主意思確認総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会
における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認
総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始する
ことができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合
には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが
可能となります。

チ. 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、
大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合な
ど、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に
諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動ま
たは中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意味
を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置
を発動するか否かについて株主の皆様の意味を確認するための株主意思確認総会を開催
することができるものとします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当
該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、
株主の皆様等に情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙4「日本カーボン株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記（1）に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様等に情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2025年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。当社の取締役の任期は1年であり、かかる取締役の任期に合わせて本プランの有効期間も1年とするのが、株主の皆様の意思の重視により資すると考えております。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて、独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2025年2月7日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに株主の皆様等に情報開示を行います。

また、2025年12月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの更新、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

5. 本プランの合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（サンセット条項）

本プランは、当社現行定款第15条に基づくものでありますが、本プランの更新にあたり株主の皆様を意思を適切に反映させる機会を確保するため、上記4. (2)に記載のとおり、本定時株主総会において、本プランのご承認をお諮りします。本定時株主総会において本プランをご承認いただけない場合は、本プランは更新されず、廃止されることとなり

ます。また、上記4. (5) に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記4. (3) へ.iii.記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主意意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記4. (3) 二.に記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については適宜株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記4. (3) ホ.およびへ.に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランにおいては、上記4. (3) ハ.およびホ.に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の合理性および公正性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記4. (5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

6. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プラン更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)ロ.に記載する手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が本新株予約権の行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

ロ. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、本新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およ

びその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様の開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

別紙1

大株主の状況等

1. 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名または名称	住 所	所有株式数 (百株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1	13,648	11.53
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	5,517	4.66
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	4,833	4.08
S E Cカーボン株式会社	兵庫県尼崎市潮江 1 - 2 - 6	4,442	3.75
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A.	4,383	3.70
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 6	4,260	3.60
日本カーボン共栄持株会	富山県富山市高内27	1,552	1.31
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG	1,360	1.15
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-MERITZ	34-1 YOIDO-DONG, YOUNGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA	1,104	0.93
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	995	0.84
計	—	42,096	35.58

(注) 1 上記各信託銀行所有株式数は、すべて信託業務に係るものです。

2 上記のほか当社所有の自己株式7,763百株があります。

2. 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区 分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府および 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株 主 数 (人)	－	35	30	159	86	17	14,772	15,099	－
所有株式数 (単元)	－	33,202	2,028	7,845	12,847	38	61,656	117,616	70,904
所有株式数 の割合(%)	－	28.2	1.7	6.7	10.9	0.0	52.4	100.0	－

(注) 1 自己株式729,636株は「個人その他」に7,296単元および「単元未満株式の状況」に36株含めて記載しております。なお、自己株式729,636株は、株主名簿記載上の株式数であり、2024年12月31日現在の実質保有残高は776,336株であります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

別紙 2

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新にあたり独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佐々木 光雄（ささき みつお） 1949年3月6日生

当社社外監査役・公認会計士・税理士

[略歴]

1980年	9月	公認会計士登録
1984年	9月	税理士登録
1984年	10月	公認会計士佐々木光雄事務所設立
1991年	4月	東光監査法人代表社員
2015年	3月	当社社外監査役（現任） （現在に至る）

高橋 明人（たかはし あきと） 1975年3月30日生

弁護士

[略歴]

2000年	4月	弁護士登録
2005年	4月	ニューヨーク州弁護士登録
2009年	9月	高橋・片山法律事務所開設
2010年	12月	株式会社興人ホールディングス（旧株式会社興人）監査役 （社外監査役）
2012年	3月	当社社外監査役
2012年	12月	株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス （旧株式会社ACKグループ）監査役（社外監査役）
2015年	3月	当社社外取締役
2015年	12月	株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス （旧株式会社ACKグループ）取締役（社外取締役）（現任）
2018年	2月	オーエスジー株式会社 取締役監査等委員（社外取締役） （現任）
2022年	6月	東亜石油株式会社 取締役監査等委員（社外取締役） （現在に至る）

鈴木 昭（すずき あきら） 1951年4月20日生
当社社外監査役候補者（新任）

[略歴]

- 1974年 4月 日本農薬株式会社入社
- 1998年 8月 同社化学品事業部大阪事業所長
- 2007年 8月 同社化学品事業部大阪事業所長退任
- 2014年 5月 公益社団法人日本木材保存協会常任理事兼事務局長
- 2023年 5月 公益社団法人日本木材保存協会常任理事兼事務局長退任
（現在に至る）

招集通知
事業報告
計算書類
監査報告
株主総会参考書類

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 1. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の社外監査役および以下の条件を満たした者（以下「社外有識者」という。）の中から選任する。ただし、社外監査役および社外有識者が、常時少なくとも1名ずつ就任していなければならない。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下本条において同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下本条において同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ④ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
2. 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、会社法上の機関として決議を行うにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員および当社各取締役は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - ② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動

	③ 対抗措置の中止
	④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
	⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
	⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
第4条	独立委員会の決議は、原則として委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うことができる。
第5条	独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
第6条	各委員の任期は、本プランを承認した直近の定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
第7条	取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
第8条	取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
第9条	独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

日本カーボン株式会社 新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

下記Ⅱ. 記載の事項を含む内容の新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株以下で当社取締役会が定める数とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は金1円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において定める日を初日とし、新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、下記（7）項2）の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i) ないし(iv) に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i) ないし(v) に該当する者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
- ③ 「特定大量買付者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。以下同じ。）を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。
- 2) 上記1) にかかわらず、下記①ないし④の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

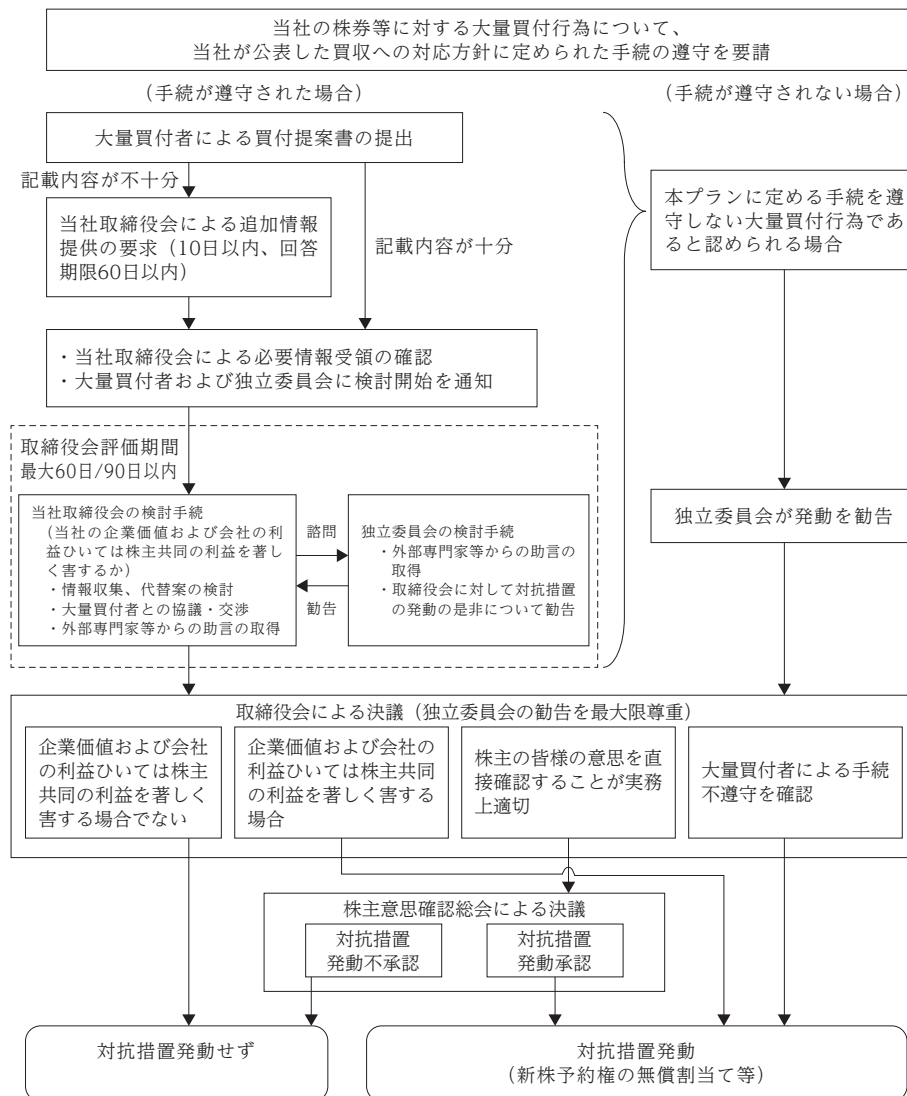
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
 - ② 当社を支配する意図がなく上記1）（i）の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記1）（i）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1）（i）の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1）（i）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（上記1）（i）ないし（vi）に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが上記1）記載の（i）ないし（vi）のいずれにも該当せず、かつ、上記1）（i）ないし（vi）に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言ならびに行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 4) 新株予約権を有する者が本（4）項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

- (7) 当社による新株予約権の取得
- 1) 当社は、上記（3）項に規定する新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記（4）項1）の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
 - 3) 上記（4）項1）の規定により新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定することがある。
- (8) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、2025年2月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

【参考】

当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート

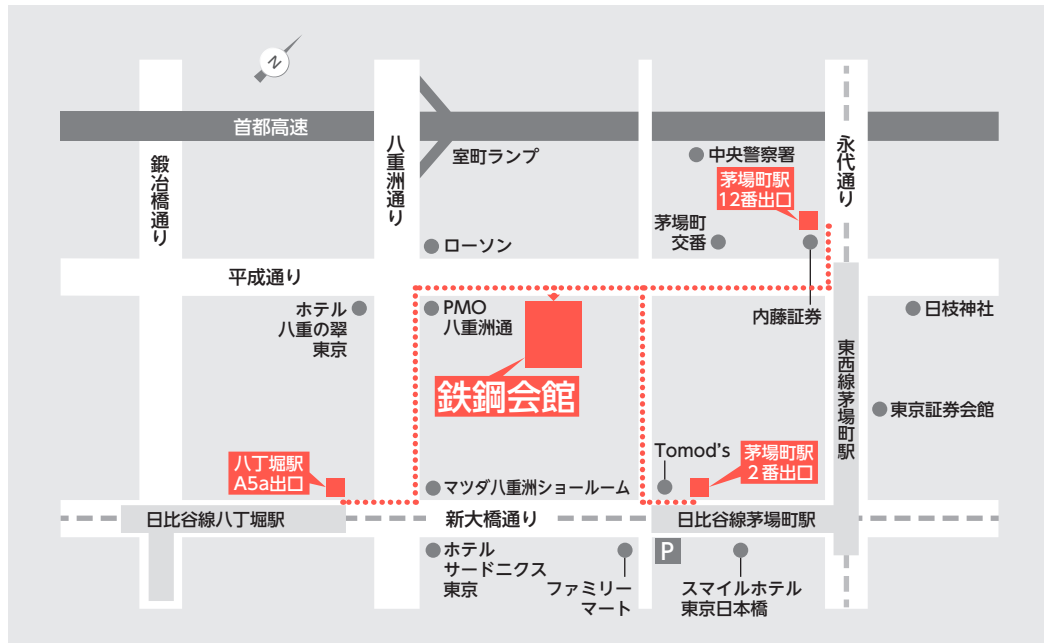


(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

株主総会会場ご案内図

会 場 鉄 鋼 会 館 (8階 801会議室)

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
TEL (03) 3669-4855



- | | | |
|------------|--------------|-------|
| ◇東京メトロ東西線 | 茅場町駅 (12番出口) | 徒歩約5分 |
| ◇東京メトロ日比谷線 | 茅場町駅 (2番出口) | 徒歩約5分 |
| ◇東京メトロ日比谷線 | 八丁堀駅 (A5番出口) | 徒歩約5分 |

ご注意

■駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。